

認知症施策推進本部令案に関する意見募集の結果について

令和5年12月20日
厚生労働省
老健局認知症施策・地域介護推進課

認知症施策推進本部令案について、令和5年10月4日（水）から同年11月2日（木）まで御意見を募集したところ、計2件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	本件の政令案の具体的かつ明確な内容が定まった段階で再度意見募集を行っていただきたい。	本政令案に関する具体的かつ明確な内容を概要としてお示しし、意見募集を行ったところ です。
2	<ul style="list-style-type: none">・ 専門委員の設置の有無、再任の可否など、本部の活動を性格付ける重要な情報が「等」の一言で済まされており「具体的かつ明確な内容」の案とは言えないから、再度意見募集を行うべきである。・ 「本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する」（法第35条）のに、厚生労働省が意見募集を行っているのはなぜなのか？	<ul style="list-style-type: none">・ 本政令案に関する具体的かつ明確な内容を概要としてお示しし、意見募集を行ったところ です。・ 本政令案は、認知症施策を所管する厚生労働省と本部に関する事務を所管する内閣官房が共同で所管することとしておりますが、本政令案と併せて、共生社会の実現のための認知症基本法の関係法令を厚生労働省において定めるこ

		とから、便宜上、厚生労働省において意見募集を行いました。
--	--	------------------------------

※上記のほか、1件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。